

岩手県告示第641号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じた。

令和7年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 処分をした年月日 令和7年10月31日

2 処分を受けた者

(1) 商号又は名称 株式会社フジテック岩手

(2) 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町藤沢字大母216番地9

(3) 代表者の氏名 千葉昌嗣

(4) 許可番号 岩手県知事許可（般・特-7）第80014号

3 処分の内容 営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲 管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(2) 期間 令和7年11月14日から令和8年11月13日までの1年間

4 処分の原因となった事実 2に掲げる者の元代表取締役及び元取締役は、一関市が執行した管工事（新一関市立大東中学校校舎増築等（機械設備）工事ほか1件）の制限付一般競争入札に関し、一関市職員（当時）と共に謀の上、制限付一般競争入札に関する秘密事項である予定価格の教示を受け、よって同工事の制限付一般競争入札において、株式会社フジテック岩手に入札させて、同工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのもの公正を害すべき行為をしたことにより、盛岡地方裁判所から元代表取締役は懲役10月、執行猶予3年、元取締役は懲役1年、執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。このことが、法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。